

介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和 元 年度)

広島市長 殿

事業所等情報

介護保険事業所番号 3 4

事業者・開設者	フリガナ	ヒロシマチュウオウホケンセイカツキョウドウクミアイ		
	名称	広島中央保健生活協同組合		
主たる事務所の所在地	〒733-0031 広島市西区観音町16-19			
	電話番号	082-292-3179	FAX番号	082-232-3822
事業所等の名称	フリガナ			提供するサービス
	名称	別紙一覧表による		
事業所の所在地	〒			
	都・道府・県			
	電話番号		FAX番号	
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。				(9)事業所

① 算定した加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 (I II)	
② 賃金改善実施期間	令和2年1月 ~ 令和2年6月	
③ 令和 元 年度介護職員等特定処遇改善加算総額		5,570,194 円
④ 賃金改善所要額(i - ii)		7,123,228 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額		58,675,221 円
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額		51,551,993 円
⑤ 経験・技能のある介護職員 (㊶) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)		345,593 円
iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額		17,101,764 円
iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額		14,337,017 円
v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数		8 人
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者】		8 人
設定できない場合の説明	小規模事業所等で加算額全体が少額である。 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する、 その他 ()	
⑥ 他の介護職員 (㊷) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)		171,593 円
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額		41,573,457 円
vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額		37,214,976 円
viii) 当該事業所における他の介護職員の人数		25.4 人
⑦ その他の職種 (㊸) における平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)		0 円
ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額		円
x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額		円
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数		人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額になった者の賃金】		円

⑧ 賃金改善を行った賃金項目及び方法（増額若しくは新設した給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。

①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方について
当生協の経験・技能を有する介護職員とは、介護福祉士の資格を所持し、当生協での勤務を10年以上、もしくは同等の職場で豊富な経験・技術を得た者とする。介護技術・指導は勿論のこと、事業所管理・運営が遂行できる力を持っている職員とする。

R)	管理者	45,000円
A-1)	10年超 常勤職員・定年再雇用 定期巡回等夜勤従事職員	30,000円
A-2)	10年超 常勤職員・定年再雇用 サービス提供責任者	25,000円
A-3)	10年超 嘱託職員 常用ヘルパー	5,000円
	嘱託職員 常用ヘルパー(0.3)	1,500円
A-4)	10年超 常勤職員 通所リハ・通所介護	20,000円
	パート職員 通所介護(0.6)	12,000円
B-1)	10年未満 常勤職員・定年再雇用 定期巡回等夜勤従事職員	15,000円
B-2)	10年未満 常勤職員・定年再雇用 サービス提供責任者	10,000円
B-3)	10年未満 嘱託職員 常用ヘルパー	2,500円
B-4)	10年未満 常勤職員 通所介護	10,000円
	パート職員 通所介護(0.6)	6,000円

※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと（任意の様式で可）。

※ ④については、賃金改善に伴う法定福利費等の増加分も含むことができる。

※ ④が③を上回らなければならないこと。

※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せる必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

- ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
- ・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
- ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

※ 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 7 月 31 日 （法人名）
（代表者名）

広島中央保健生活協同組合
代表理事 理事長 藤原 秀文